

平成30年度
石川県介護福祉士実務者研修受講資金貸付
～ 募集案内 ～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

はじめに

この貸付金は、実務者研修施設を経由しての申請になります。

現在、実務者研修施設に在学している方や、今年度の研修を受講する予定がある方で、貸付を希望する場合は、お早めに実務者研修施設に相談してください。

1 概要

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金（以下、「研修受講資金」）は、①本県の介護サービスの質の向上、②質の高い介護人材の確保を図ることを目的とした貸付事業です。
- (2) この研修受講資金は、無利子でお貸しする貸付金です。
※給付金や補助金ではありません。
- (3) 実務者研修を卒業後、以下の要件を全て満たすと、貸付金は返還が免除されます。
 - ① 介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士に登録する
 - ② 介護福祉士として、2年以上、県内の介護施設・事業所で勤務する
- (4) 要件を満たさない場合は、貸付金を返還していただきます。場合によっては、延滞利子が発生することがあります。
- (5) 貸付金を借り受けた後は、実務者研修の受講状況や、国家試験の合否、勤務状況等を石川県社会福祉協議会（以下、「県社協」）に、報告する必要があります。

2 対象者

- (1) 次の①～⑤のすべてに該当していることが必要です。
 - ① 県内に所在する実務者研修施設に在学中の方（P.4 別表参照）
 - ② 実務者研修施設を卒業後に県内において介護福祉士として2年以上従事しようとする方
 - ③ 連帯保証人（1名）を立てられる方

- ④ 申請時点で次のいずれかに該当する方であって、日本国内に住民登録を有する方
 - ア 日本国籍を有する方
 - イ 一般永住者
 - ウ 特別永住者
 - エ 定住者
 - オ 日本国籍を有する方、一般永住者、特別永住者又は定住者の配偶者
 - ⑤ 暴力団員等反社会的団体関係者でない方
- (2) すでに、同種の国庫補助事業による貸付及び給付を受けている場合は、この研修受講資金は申請できません。
- (ハローワークの職業訓練や教育訓練給付を受けている方、自治体の補助等を受けている方、生活福祉資金の修学に関する資金を受けている方等は対象外)
- (3) 過去にこの貸付金の貸付を受けた事のある方は申請できません（一人1回限りです）

3 貸付金額と対象経費

- (1) 貸付金額 200,000円以内（指定口座に一括振込でお貸しします）
 - (2) 対象経費
 - ① 実務者研修施設に支払う授業料
 - ② 実習費、教材費等の納付金
 - ③ 参考図書、学用品、交通費、国家試験手数料等の経費
 - ④ その他、県社協が認める経費
- ※ 請求書、領収書等の書類提出は必要ありません。

4 連帯保証人

必ず1名必要です。要件は次のとおりです。

- ① 返還債務を負担する資力のある方
 - ② 原則として、県内に住民登録を有する成年の方
- ※ 貸付を希望する方が未成年の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。

貸付が決定したときは、連帯保証人の方は、実印の押印と印鑑登録証明書の提出が必要になります。あらかじめ、連帯保証人となる方にお伝えしておいてください。

5 募集期間

平成30年5月1日（火）～7月31日（火）まで

※ この期間内に、実務者研修施設を經由して申請が必要です。

6 募集人員

70人程度

7 申請について

在学している実務者研修施設を經由して申請してください。

※ 直接、県社協に申請できません。

- (1) はじめに、貸付を希望する方(申請者)は、在学している実務者研修施設に申し出てください。
- (2) ①～⑦の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、実務者研修施設に提出してください。
 - ① 貸与申請書（第1号様式）
 - ② 介護施設・事業所の長の推薦書（第2号様式）
 - ③ 個人情報の取扱同意書
 - ④ 申請者の住民票（外国人の方は、国籍と在留資格などを省略しないもの）
 - ⑤ 連帯保証人の現住所を証明する公的書類（住民票、運転免許証の写し等）
 - ⑥ 連帯保証人に所得があることを証明する書類（所得証明書、源泉徴収票の写し、給与明細の写し、年金振込通知書の写し等で、直近のもの）
 - ⑦ 実務者研修施設に在学していることが分かる書類（在学期間がわかるもの。学生証の写し、受講者証の写し、在学証明書等）

8 申請から実際の貸付までの流れ

- ① 申請者は、実務者研修施設に貸付の希望を申し出ます。
- ② 申請者は、実務者研修施設に7（2）の①～⑦の書類を提出します。
- ③ 実務者研修施設は、県社協に申請書類を提出します。
- ④ 県社協は、実務者研修施設から申請を受け付け、書類の不備等を確認します。
- ⑤ 県社協は、審査を行い、結果を申請者等に通知します。
- ⑥ 県社協は、貸付が決定した方（以下、「借受人」）に契約書等の必要書類を送付します。
- ⑦ 借受人と連帯保証人は、契約書に記入・押印し、県社協に提出します。
（借受人と連帯保証人は、それぞれの実印と印鑑登録証明書が必要です）
- ⑧ 県社協は、契約書等を確認し、所定の手続き後、貸付金を振り込みます。

※ ①～⑧の手続きが完了するまで、おおむね1～2ヵ月程度かかることがあります。在学期間中に手続きが完了できるよう、余裕を持って準備してください。

9 お問い合わせ先

石川県社会福祉協議会 地域福祉課／担当：八戸
 〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号
 TEL 076-224-1212／FAX 076-222-8900

別表 県内の実務者研修施設

区分	設置者	研修名	課程	電話番号
1	(学)清永学園	金沢福祉専門学校介護実務研修科	通信	076-242-1625
			通学(金沢)	
2	(学)アリス国際学園	専門学校アリス学園介護福祉士実務者研修	通信	076-280-1001
			通学(金沢)	
			通学(小松)	
3	(株)日本教育クリエイト	三幸福祉カレッジ石川県庁前校実務者養成研修	通学(金沢)	076-255-2231
4	(株)新世紀ケアサービス	新世紀介護福祉士実務者養成研修	通学	076-237-3847
			通信	
5	(学)阿弥陀寺教育学園	国際医療福祉専門学校七尾校介護実務者研修科	通信	0767-54-0177
6	(株)BEING	(株)BEING介護職員実務者研修	通学(金沢)	0761-47-1312
			通学(小松)	
			通信	
7	(有)アイ・トラスト	介護福祉士実務者養成研修ケア・スクール	通信	076-292-0501
8	(株)ドット	株式会社ドット介護福祉士実務者研修	通学(羽咋)	0767-22-8222
9	一般社団法人ケア・クリエイト	ケア・クリエイト介護福祉士実務者研修	通学(金沢)	076-259-5581
			通信	
10	社会福祉法人北伸福祉会	社会福祉法人北伸福祉会介護福祉士実務者研修	通信	076-257-7100

※ ここにない実務者研修施設で研修を受講しようとする場合は、貸付金の対象となるかどうか、事前に県社協にお問い合わせください。